

2017年9月20日

大阪市長 吉村 洋文 様
大阪環境審議会 会長 榎村 久子 様
大阪環境審議会 生物多様性部会 会長 花田 真理子 様
大阪環境審議会 生物多様性部会 委員 様

公益社団法人 大阪自然環境保全協会
会長 夏原 由博
大阪市北区天神橋 1-9-13 ハイム天神橋 202

「大阪市における生物多様性地域戦略のあり方」についての諮問・答申
及び 同地域戦略策定に関する
要 望 の 追 加

日ごろより、環境行政やその審議等にご尽力いただき、また、このたびは生物多様性大阪市戦略の策定にご努力いただき、ありがとうございます。

大阪自然環境保全協会は、生物多様性大阪市戦略の策定に関して、去る6月16日付で、『**大阪市における生物多様性地域戦略のあり方**』についての諮問・答申 及び 同地域戦略策定に関する要望』を提出しました。その後、生物多様性部会が開かれ、大阪市より『「(仮称) 生物多様性大阪戦略 [たたき台]』が提示され、部会審議では委員の皆様からご意見が出されました。

今後さらに同部会や審議会が開かれ大阪市戦略の策定が進みますが、これにあたり当協会では、添付のように、

○先の6月16日付要望について再度要望し、

○新たに、『「(仮称) 生物多様性大阪戦略 [たたき台]』に関する要望書を追加させていただきます。

つきましては、貴市・貴職による今後の審議や答申、策定、さらに策定後の政策施策に採用し、実施していただけますよう要望いたします。

「(仮称) 生物多様性大阪戦略[たたき台]」に関する要望(6月16日付要望の追加要望)

第1章 生物多様性大阪市戦略の作成にあたって

1. 生物多様性大阪戦略の位置付け

[たたき台]によりますと、「生物多様性地域戦略」である大阪市戦略が、単に、法律や国家戦略といった制度によって消極的に策定されるかのように受け取れる記載となっています。

しかし、生物多様性地域戦略の策定は、これまでの大阪市の環境基本計画や緑の計画など関係計画とは根本的に違い、ティッピングポイント(転換点)を迎えつつある地球的規模の生物多様性や温暖化の危機を、国際条約のもと一持続可能に保全・利用していき、ローカルアジェンダの策定という性格を持っています。このため、過去の施策を振り返り、それらを見直し、改善していくというスタンス、経緯、趣旨を記載すべきです。

2. 生物多様性大阪戦略の計画期間

計画期間は、2020年度までの3年間、と記載されていますが、言わずもがな地域戦略は継続すべき施策ですので、それ以降も、生物多様性や施策の進捗状況はもちろん、生物多様性保全関連の条約議定・基本法・国家戦略の進展などに合せて改訂していく、という記載が必要です。

当協会の6月16日付要望書では、「●計画実施にあたってはいわゆる「P・D・C・Aサイクル」による運営管理が重要であり、この手法を具体的に明記することを要望します。●また②の「協議会」を戦略推進のモニタリング実施と進捗のチェック機関として位置づけ、PDC Aの仕組みを機能させてください。●そのチェックに基づき、本戦略を5年ごとに見直し・修正の協議を行うことを要望します。」——と要望しています。

3. 生物多様性大阪戦略の目標

当協会は6月16日付要望書で、「I 全般的事項(5)」について要望しています。

4. 生物多様性大阪戦略の取組みの対象区域

当協会は6月16日付要望書で、「II 戦略提案書に示されたプロジェクト(行動計画)に対する内容について」(2)③P 3 広域連携の取り組み」について要望しています。

第2章 生物多様性とは

4. 生物多様性を保全する意義

日本全国も同様ですが、大都市大阪は、地域・国内の生物多様性はもちろん、世界中の生物多様性・生態系サービス(農業生態系含む)を享受し、生かされています。何らかの要因でこの支えに一定のダメージが与えられると、大阪はもちろん日本じゅうが、食糧など様々な「資源」の枯渇にみまわれることが推察されます。

この4. の意義については、自然環境や「つながり」といった抽象的表現の大切さを記載するだけでなく、こうした生態系サービスの享受を基本として大阪市・市民などが生存の基盤としていることを、さらに深く、分かりやすく記述すべきです。

第3章 大阪市の生物多様性の現況について

当協会は6月16日付要望書で、「III 大阪市戦略に記載し保護保全すべき具体的な資源の抽出(別表)」について要望しています。

第4章 私たちの暮らしと生物多様性の関わりについて

当協会は6月16日付要望書で、「I 全般的事項（4）」で、「食」や「生活」で使用する商品の‘大量消費地’であることの自覚を促し、消費行動における種の保存、および原産、原産地への多大な影響について意識醸成を積極的にすすめてください——と要望しています。

第5章 目標達成に向けた取組み

基本戦略A 生物多様性の発見と行動の展開

方針Ⅲ 環境教育・啓発

- 市内の小中学校等の授業のカリキュラムにおいて、近隣の自然地および拠点として位置づけられる市内各所の自然（例えば 川辺、磯、公園緑地、堀など）にて、生物観察などの定期的な体験活動の機会を入れることを要望します。
- 教職員に対しては、市内にとどまらず府内各所における里山や河川、草地などの市民活動のフィールドを訪れ、見学や体験などの生物多様性の理解を深めるための‘学習制度’を設け、継続的に実施していくことを要望します。

基本戦略B 自然空間の保全・創造

方針Ⅰ 生物多様性の保全

【具体的施策 No. 14】生物多様性ホットスポットを保全しよう

上記「第3章 大阪市の生物多様性の現況について」に関しては、当協会は6月16日付要望書で「Ⅲ 大阪市戦略に記載し保護保全すべき具体的な資源の抽出（別表）」について要望していますが、これらに次の項目を追加し、調査・保全・活用を要望します。

○上町台地の斜面緑地帯

寺社の庭を含め台地に沿って連なる林間地である緑地帯は、毎年のようにその幅を狭め消失しています。また上町台地は清水豊かで有名ですが、その主な水脈はこの台地上に降り注ぎ、百年以上の時間をかけて湧水となり、大坂の文化を育んできましたが（今も上町の地下水を利用した日本酒が作られています）、アスファルトやコンクリートにほぼ覆われつつある台地上でこれ以上斜面緑地が無くなれば、豊かな湧水もいずれ涸れる恐れがあります。

○天下茶屋湿地をはじめとする市内湿地

上町台地西斜面端、崖に接し湧水に涵養される天下茶屋湿地とよばれる葭原に覆われた湿地が存在する。そこには市内ではほぼ見られなくなった在来湿地性植物12種、大阪府RDB絶滅危惧含む21科55種の植物が確認され（内、在来種は31種）、さらに伝説伝承に語られる片葉の葎が多くみつきり、保存会が立ち上がっています。またこの周辺は最近再開発が進み、崖沿いの土地が更地にされていっていますが、多くの場所で地下からの湧水が視認されます。

○鶴浜埋立地をはじめとする市内空地

利用されていない埋立地は、ガレ場から草地へと自然遷移し、そのつどコアジサシやセッカなどの野鳥が営巣し、オオタカなどの飛来も少なくありません。

またたとえ小さくとも市内に点在する空地には草木が生い茂り、その周囲には野鳥や虫などが多く確認されます。

基本戦略B 自然空間の保全・創造

基本戦略C 生物多様性に配慮した生産・消費への変革

方針Ⅰ～Ⅲを通じて

当協会は6月16日付要望書のⅡ（2）②2で1）多様性の保全をおびやかす要因。。などを記載しましたが、これを改めて、1）多様性の保全をおびやかす要因（開発、事業、外来種、水質、化学物質、その他）について、軽減するとともに、より生物多様性を支える環境の回復・再生・

創出にむけた「技術・行動指針（ガイドライン）」や「基本計画」等の策定を行政主導かつ協働によって進めることを提案・要望します。

その際、隣接府県および広域連合において共有を図り、流域等での取り組みの推進につなげることも明記してください。

- 例示 ・「公園や緑地の管理、緑化推進、河川管等の各種管理や事業、活動」
「ホットスポットや拠点空間の保全・再生」、
「希少種保全・外来種対策等」 において 配慮すべき「技術および行動指針」
・土木工事、建設工事における、「技術指針」
・拠点を核とした生きものネットワーク形成の「基本プラン」 等の策定

今回の地域戦略では、庁内外でグリーンインフラの認知を広め、取り組みを着手する程度の記述しかできないでしょう。方向性としては、下記のように考えられます。

方針Ⅰ 生物多様性の保全

【具体的施策 No. 17】国内外の希少な動物の生息域外保全を推進します

大阪市内に自然・環境はほとんどないと思われているため、生息する生物・環境を認識して行動を起こす人は少ない。そのため、どのような生物が生息し、環境が存在しているのか、パンフレットなどを作成、配布し、市民の自然・生物への認識を高める必要があります。

【具体的施策 No. 18】外来種の侵入・拡散防止に取り組めます

上記のとおり市内では自然に対する関心が低いため、どのような生物が他国などから持ち込まれ、悪影響を及ぼしているかパンフレットなどを作成、配布し、市民の認識を高めるべきです。

基本戦略C 生物多様性に配慮した生産・消費への変革

方針Ⅱ 民間事業者の生物多様性の取り組みの促進

方針Ⅲ 生物多様性に配慮した生活への変革

【具体的施策 No. 29】生物多様性に配慮した木材調達を進めよう

【具体的施策 No. 30】食品ロスの削減に向けた普及啓発を進めます

木材利用推進における原産地への責任行動 および

木材以外の天然原材料の活用による生物生息環境の再生の取り組み推進

- 「木材」については、原産地の環境や生態系へ悪影響を与えないよう消費国としての責任をとること、国産材の活用を推進すること、およびトレーサビリティなどの導入の推進などのしくみの構築等、包括的な取り組みとすることを明記してください。
- 木材の消費によって森林の生物多様性の回復が図られることと同様に、「原材料」の採用に際して、国内の多様な生物生息環境の保全につながるような材料選定や商品開発が広がるよう、情報提供を行うとともに、企業・事業者と協力・連携した取り組みが進むような事業や制度を要望します。

例示★伝統技術や工法の見直しと施工・工事への採用推進、

★外来駆除や緑地管理等による発生材の活用（バイオマス利用や商品開発等） 等

- 原材料の生産地域・生産国における、環境負荷や現地の生物生息環境の破壊、生態系への悪影響、原産地住民の生活環境悪化等に配慮した商品・原材料の購入をすすめるべく、関連する認証制度等の情報の収集や一元化および発信を積極的にすすめ、企業および消費者の意識向上を図ることを要望します。

基本戦略D 都市・地球環境問題に対する取組み

方針I 都市環境問題に対する取組み

【具体的施策 No. 34】 ヒートアイランド対策を推進しよう

- ヒートアイランド対策において、戦略B・Cで要望した、「緑化等に伴う「生物多様性の保全・再生に関する、技術・行動指針（ガイドライン）」を策定し、その内容に準じて実行することを要望します。
- クールスポットの創出及びネットワーク化の取組み関連：
市内に残る水田や住宅地内の庭木、草地などの維持をサポートする制度づくり
施設での水辺ビオトープづくり、民家での雨庭づくりなどの講座開催
(類似文 すでに前回要望に記載)

【具体的施策 No. 37】 川や海の水質・水辺環境の改善に努めよう

- No.37 (水質や‘きれい’といった漠然とした文言にとどまらず)
- 生きものの生息地として、海と川が連続する環境、川と陸が連続する移行帯の環境の再生に、国や大阪府と連携して取り組んでいくことを明記してください。
例)・魚類や両生類が産卵できるよう、水中から陸へと水草や草本が生育する水域環境の再生
・著しく占有する外来植生やクズなどの繁茂植生の駆除・拡大抑制、特定外来生物への対応強化
・魚類、甲殻類が遡上できる河川構造の再生、溶存酸素等の生物生息環境に重要な指標の選定・明記 (⇒「技術指針」へ反映を要望)
・川へのごみ流入防止対策、ビニル袋・釣り糸・針やルアー等の生分解性の商品の普及向上
・釣り人、河川利用者(花火などのイベント時の対応強化)のマナー向上 等啓発の強化等、生物の生息・繁殖を阻む要因や指標を調査・整理するとともに、その対策も含めた環境再生のための視点、手法、技術とモニタリングの指針づくりを要望します。

方針II 地球温暖化に対する取組み

- 市内の温暖化防止対策の推進体制の枠組みに、温暖化対策と併せて生物多様性保全・再生の対策を進めることを明記してください。
- 自然再生エネルギーの施設設置(建設)に関する「申請基準」の中に、生物多様性保全の視点からのチェック項目を取り入れ、生物の生息環境の悪化を招くことのないよう、運用が図られることを要望します。
- アイドリングストップなど、すぐにでもできる対策について、社会全体が意識を向上し、個人および企業単位での取組みが進むよう積極的な啓発、指導を要望します

第6章 生物多様性大阪戦略の推進に向けて

当協会は6月16日付要望書で、「I 全般的事項(1)－2. 連携の推進体制の実現に関して」について要望しましたが、さらに「1. 推進体制について」の記載や、その体制イメージを提案します。

●当協会6月16日付要望書「P・D・C・Aサイクル」による行動の運営管理における、 チェック体制についての追加意見

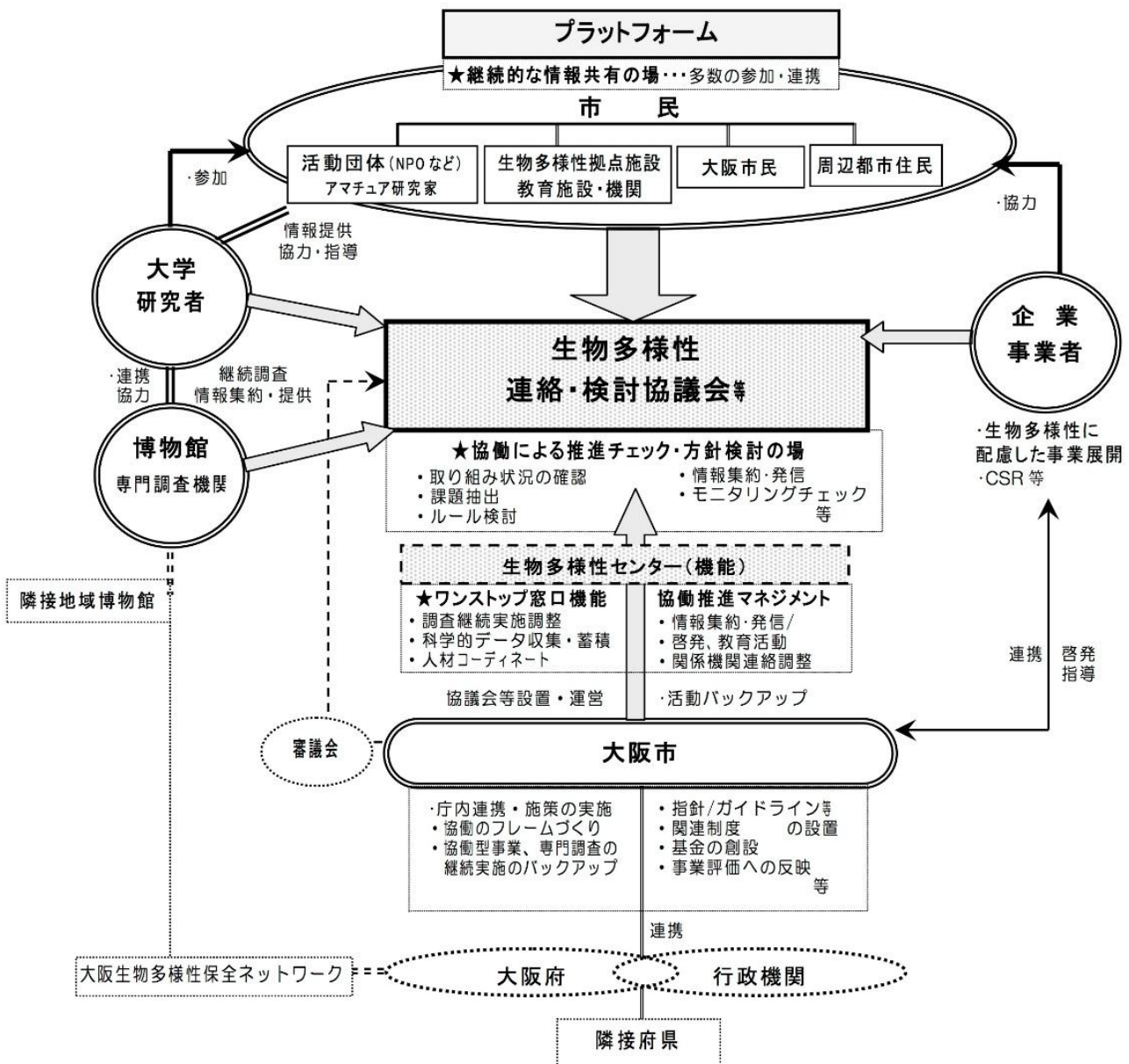
- ③・計画実施にあたってはいわゆる「P・D・C・Aサイクル」による運営管理が重要であり、この手法を具体的に明記することを要望します。

- ・また②の「協議会」を戦略推進のモニタリング実施と進捗のチェック機関として位置づけ、PDCAの仕組みを機能させてください。
- ・そのチェックに基づき、本戦略を5年ごとに見直し・修正の協議を行うことを要望します。

環境審議会への報告 にとどまらず

- 1 生物多様性部会の継続、および
- 2 上記図に示す協議会等を核とした連携による推進体制の中で、進行状況や成果のチェックを継続的に行う仕組みを創設・維持してください。

■図ーおおさか生物多様性戦略の実現にむけた体制イメージ（文章の補足）
～生物多様性連絡・検討協議会および生物多様性センターを核と体制づくり～



●市内体制について

○温暖化防止の事業推進のために設置されている、既存の市内連携体制を活用して、生物多様性推進の取り組みと一体的な推進を図るなど、市内各部局が連携して、生物多様性にかかわる各施策の取り組みを有効かつ確実にすすめる体制整備を要望します。

○庁内各部署における各施策・事業について、「生物多様性」保全への影響・関連性をチェックし、必要な対策を検討・実施することを要望します。

また、教育やかつての公害対策などの事業や職員にとどまらず、職員全体が「生物多様性」についての理解を深める機会を設定し、全部局で対応をおこなっていく方針を示すことを要望します。

「大阪市におけるグリーンインフラの実現」、「世界的消費都市としての責務」について明確な姿勢を打ち出してください。

■全般的に重要な項目 「グリーンインフラの実現」の要望

今回の大阪市地域戦略の策定では、庁内外で「グリーンインフラ」の認知を広め、取り組みを着手するよう要望します。その方向性は次の通りです。

グリーンインフラストラクチャーとは、「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活かし、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。」（第二次国土形成計画（全国計画）、平成27年8月閣議決定）です。

大阪市は、1965年以降人口が減少し、2005年から2015年にかけて増加したものの、再び減少に転じています。今後の人口減少は市内の区域によって異なり、2040年までに30%以上の減少が見込まれている区もあります。こうした区域では、遊休地の増加も問題になる。人口減少を考えずとも、今後省エネルギー、省コストを考慮したコンパクトシティに向けた計画的な都市再開発がなされるでしょう。その際にグリーンインフラの考え方が計画に盛り込まれるべきです。

まず、大阪市で可能なグリーンインフラの対象を検討することです。稲田ほか（2011、土木計画学研究・講演集）は、対象設備範囲として、水道系、下水道系、情報系、官公庁系など11に分類しています。

次に、グリーンインフラ整備による便益評価を行う。これに関しては、EUでの取り組み（Naumann et al. 2011、季刊政策・経営研究2017vol 1に紹介文）に詳しい。グリーンインフラの効果としては、都市型洪水やヒートアイランド現象の緩和、生物の生息地の形成、緑地利用者の増加、生活の質や健康の向上、炭素吸収源、グリーンインフラ整備による雇用創出などがあげられています。そして、市、区、街区、企業や住宅などのスケールに応じたグリーンインフラ構築モデルを作成することが必要です。

以上